



児童部会ひとり親家庭への支援施策の 在り方に関する専門委員会資料について

任意団体	全国父子家庭支援ネットワーク	代表理事
任意団体	宮城県父子の会	代表理事
公益財団法人	子どもの貧困対策センター	あすのば 評議員
	NPO法人ファザーリングジャパン	会員

令和元年 11月25日 作成 村上 吉宣

村上 よしのぶ プロフィール

村上 吉宣

1979年青森県八戸市生まれ

宮城県仙台市在住。

高校3年長男(響)高校2年長女(桜胡)

03年:離婚しシングルファザーとなる。

同年:祖父の介護、長男の白血病などの
3度の大病による治療療養に生活保護
を受けながら専念。

現在は障害福祉サービスにおける

就労支援A型、移行、B型の多機能型の事業所において就労支援員として勤める。



08年:ひとり親支援制度の平等化を目的とする宮城県父子の会を発足

09年:全国父子家庭支援連絡会発足に参加し理事に就任

10年:父子家庭への児童扶養手当拡充に寄与する。

13年:高等技能訓練促進事業等、特定求職困難者雇用開発助成金拡充に寄与。

14年:4月より拡充予定の遺族基礎年金拡充に寄与。

14年:「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ法改正

15年:全国父子家庭支援ネットワーク・ファザーリングジャパン東北を発足

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上の為の措置に関する 基本的な方針についての意見

(1)「参考資料1」2ページの上から10行目から15行目の間に父子家庭のおかれている現状が記載されております。

こちらに「高所得世帯であっても住宅ローンなどの債務を負う」性質を持つことから「隠れた貧困世帯」が埋没している現状もある」というような文言の追加を希望します。

現在文より一部抜粋及び追加文の案を記載

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

一方、父子家庭の父については、既に家計の担い手として就業していた場合が多い事から、その平均年間就労収入は平成22年で360万円となっている。また高所得世帯であっても住宅ローンなどの債務を負う」性質を持つことから「隠れた貧困世帯」が埋没している現状もある。その一方でパート・アルバイト等の形態で就労する者が8.0%と一定割合存在し、その平均年間就労収入は平成22年で175万と低い水準にとなっていることから、こうした家庭に対する就業支援が必要である。また母子家庭の母に比べて家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上の為の措置に関する 基本的な方針についての意見

(2)「参考資料1」3ページ上から3行目から5行目の間に「**養育者の健康状態及び障害の有無によっては**」という文言の追加を希望します。

理由としましては母子父子問わず親の離婚・死別だけが、その後の子ども達の養育環境に大きな影響を与える訳ではないからです。

やはり、ひとり親家庭に至る背景・要因を最低限、文言としてしっかり明記しておくことが必要不可欠であると考えます。

現在文より一部抜粋及び追加文の案を記載

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

さらに、母子、父子を問わず親との離死別、**養育者の健康状態及び障害の有無によっては**、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学
の悩みなど、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要である。

- (1) 父子家庭へ対する支援制度が大きく拡充される。
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法へと改正された事で、ほぼ母子父子の支援制度上の差が埋められた事が評価出来る。

- (2) 男性の剥奪感・生きづらさへ対する概念が欠落している事が明らかになる。
 - ・男性学をベースとした「社会的強者から社会的弱者となりうる」時代にみあった、「男性の剥奪感」や「生きづらさ」に対する男女共同参画事業におけるフォローアップ体制が及び相談支援体制が未整備である事から、未だ歪な体制である事が明白となった。

- (3) 福祉としての「ひとり親家庭カテゴリ」は障害・高齢と比較し優劣が低い事が明白となる。
 - ・最重要課題は母子である、父子であるの評価や区別では無く、運用するワンストップの相談支援業務が専従化されていない、専門性を高める土壌が無い事であると考えます。

 - ・他福祉障害高齢、生活保護、児相等は専従の保健師等が正規雇用形態で運用され、自立支援協議会等の組織化がされるのに対し「ひとり親家庭支援」は、貧困率が2人に1人と数値化もされているにも関わらず、未だ重要視されていない。

- (4) 情報がどのような学歴、性別・特性(障害・発達)を持った、ひとり親家庭であったとしても「受け止めやすい、理解しやすい、見通しを立てやすい」アクセスがしやすい優しい情報の届け方、そして、どこの、誰が、二者関係を構築するのかが不明瞭な支援体制へと成熟させていく視点が見えない。

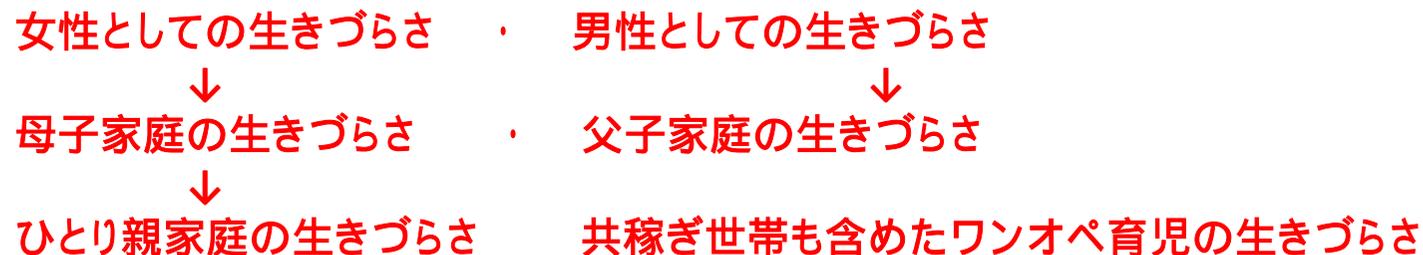


弱者スタートの母子家庭支援

- ・第二次世界大戦後の戦争未亡人の救済
- ・離別の母子家庭も同様に生きづらさを抱えていることからの支援
- ・弱者救済からの自立支援としての母子寡婦福祉法
- ・男女雇用均等法の設立
- ・女性の権利・人権からの救済
- ・男女共同参画事業における「女性の生き方支援」

強者から弱者となった社会の変化からスタートした父子家庭支援

- ・リーマンショック ~ 男性が稼げなくなる 家長制度の限界
- ・社会的強者としての男性の居場所であった職場が苦しい場所に
- ・働き方に限界・生産活動が頭打ち・ルーチンワークの拠点が海外に
- ・過労死・メンタルヘルス問題・発達障害・家族の機能不全問題が見える化される
- ・夫婦関係のバランスが崩れる
- ・強者としての男性の離婚から弱者としての男性の離婚が増える
- ・「男性性の生きづらさ」 男性の生き方支援が少しずつ始まっています。



父子家庭は困りごとが見えにくい

子ども達のタイムスケジュールに合わせた働き方を選択する必要に迫られる。

早出・残業が難しい。

出張転勤が難しい。

会社に居づらくなる

労働時間が減る

給料が下がる

社内の評価も下がる

リストラ・アルバイト扱いの危機

子育てを最優先させると収入が減り、生活レベルは下がって行く。

住宅ローンを負う・深い喪失感を抱える

貯金を切り崩す

尽きたら自己破産

子の年齢、疾患、障がいの有無により
状況は更に悪化

働き方を見直す、または転職・起業を検討し始めますが、父子家庭への社会理解、子育て支援は遅れています。

年収は高いが返済に追われる
「隠れ貧困」となるのも父子家庭の特性

現実検討 課題整理 受容するまで時間を要する

欲求階層	受容過程	備考
ステージ: 3 援助者 寡夫は恥部とする傾向有	自己実現	自助グループ 当事者団体 語り部
	貢献期	
ステージ: 2 生活者	承認欲求	WLB 地域活動への参加 バイアスからの脱却
	所属欲求	
ステージ: 1 苦悩者	安全欲求	正確な現状把握 働き方の見直し 生活業務の理解 報連相を生活に導入 経緯からの学び 「ワタクシ思考」 「違いの理解」
	生理的欲求	
	混乱と苦惱期	
	回復への期待期	
	ショック期	

ひとり親家庭への支援には2つの視点が必要

○就労支援が必要なひとり親家庭

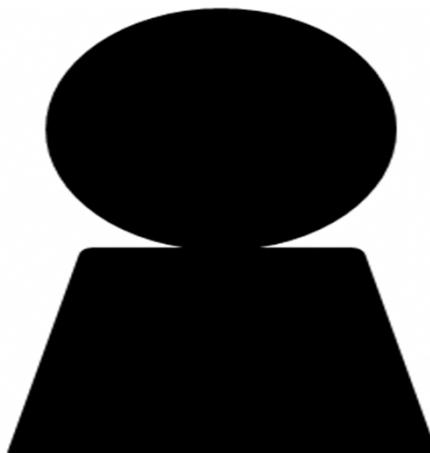
○福祉的な支援が必要なひとり親家庭

○3つの障害+難病

- ・精神障害
- ・知的障害
- ・発達障害

○スティグマ意識

- ・生活保護
- ・障がい者手帳
- ・ひとり親家庭
- ・依存症への無理解



○3つの無縁

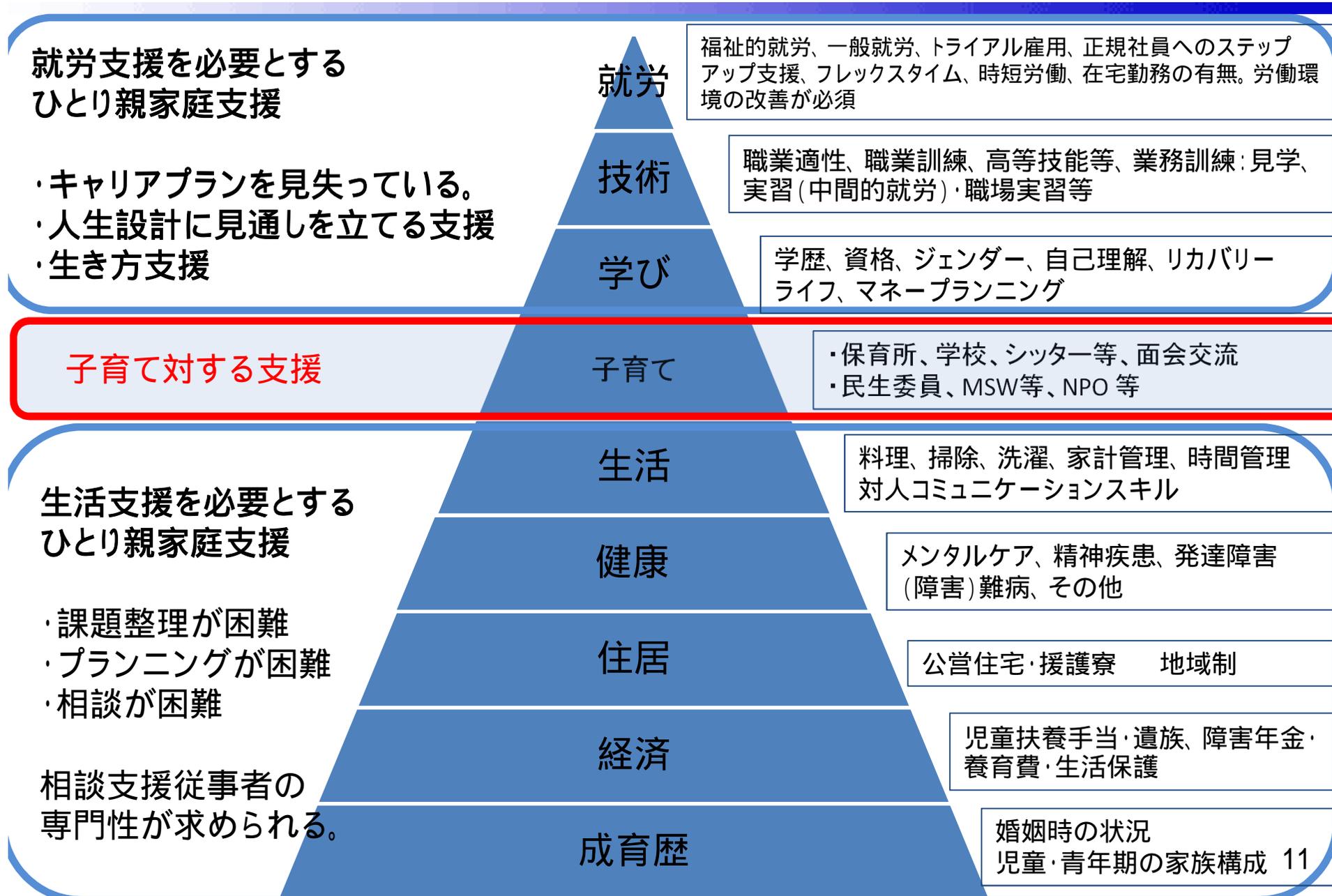
- ・家族との縁
- ・地域との縁
- ・制度との縁

○継承してきた価値

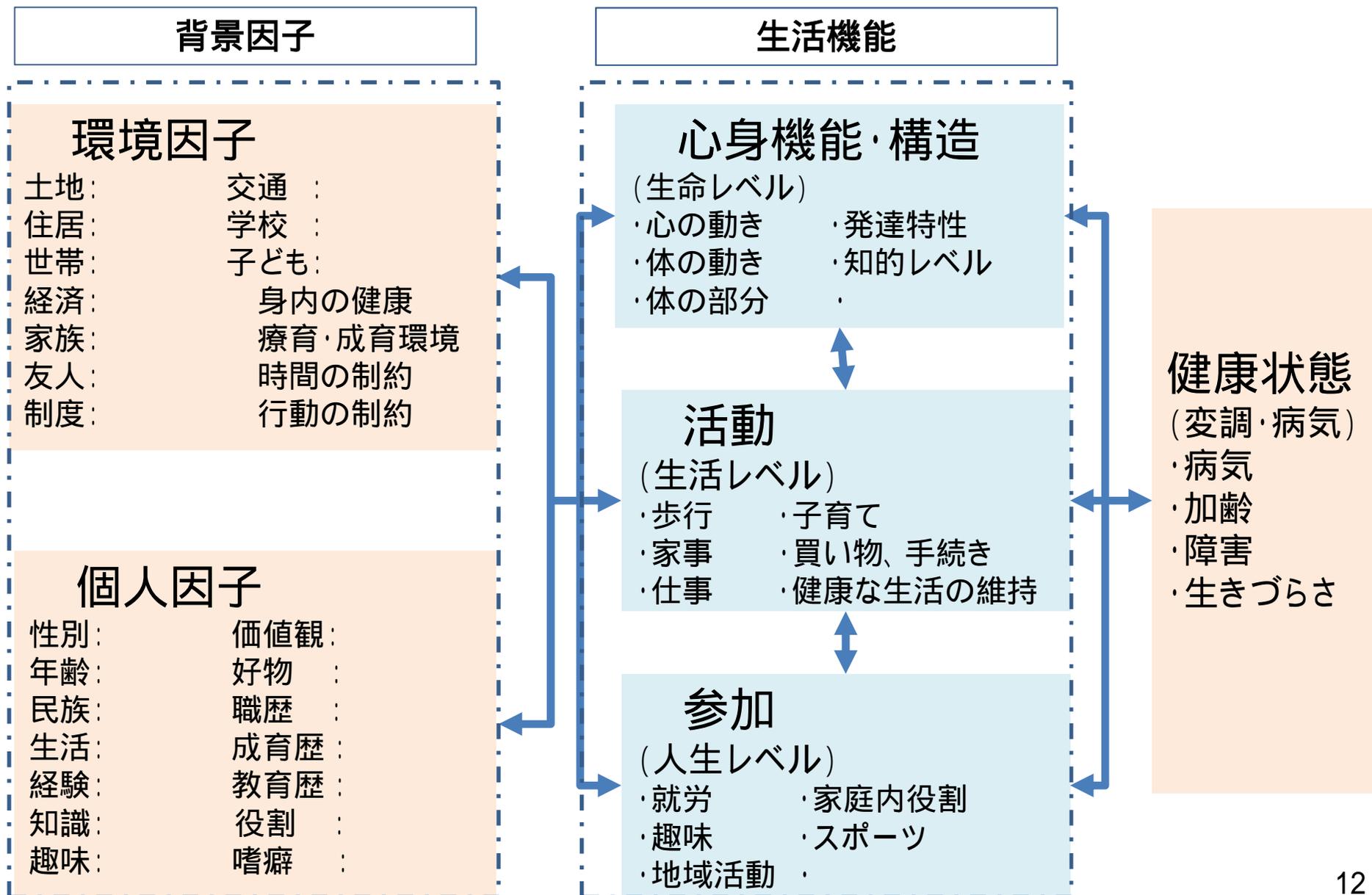
- ・成育歴
- ・家長制度
- ・母性神話
- ・政治への諦め
- ・男女観
- ・役割分業の価値

これからの時代を作っていく担い手へ
負の連鎖を継承させてはならない。

ひとり親家庭支援をマネジメントすること



社会活動・参加を営む上で何らかの「不利益」を被る状態
 ・法的に認定されているカテゴリ(障がい・ひとり親・高齢者)



父子家庭支援のポイント

男性性の理解

- コミュニケーション能力の低さ
- 生活スキルの低さ
- プライドや男尊女卑的意識への理解
- 負けられない男性像
- 家族との関係性の理解
- 多問題(精神疾患、養育困難、貧困、家族問題)への理解
- 突発性、衝動性、暴力性の理解

支援の方向性

- ジェンダーバイアスからの脱却
- 環境の調整
- 本人の成長(エンパワーメント)
- 子どもの成長の确实さ
- 地域で支える視点
- 将来のロードマップの意識化
- 本人の思いや感情の理解

父子家庭への支援について必要なこと

1. 「偏らない社会認識」
子育てしながら生きやすい働きやすい社会
2. 素直に、正直に語っても良いと感じられる環境整備
同様に「ありのままの自分」で良いのだと支援者は相手に思われるようなアプローチが必要
要支援者のストレンクスを生かす向かい合い方が必要
3. 父親のモデルケースが当たり前のように目にするようなフラットな場が必要
4. ワーク・ライフ・ソーシャルの生き方の提案
5. 支援の量、質的な拡充と支援を社会システムに組み込む
6. 父親たちのエンパワメント
7. 父子家庭のネットワーク当事者活動

その他(ひとり親家庭支援策の取組状況、課題等について)
8つの提案を致します。

ひとり親家庭の貧困問題を受けて8つの提案です。

(1) 個別法における特例児童扶養手当の創設

ひとり親家庭の貧困率54.6%という現状に対し生きづらさを抱えた、養育者として養育費の請求が困難であり、かつ障害年金の対象とならない障害(手帳取得者・自立支援助成受給者)者を対象とする。

養育費未受給者も含む

(2) ひとり親家庭相談支援専門員の立場の改善及び相談支援事業所の受託事業の創設

虐待対応に迫られる保健師及び母子父子自立支援員の業務をフォローし、窓口対応で構築することが困難な二者関係の構築を容易にし、更に当事者団体の自助・共助機能をより公と共に強化し、更に母子及び父子並びに寡婦福祉法の各制度利用率、数%を鑑みまた既存のひとり親家庭支援制度やその他の制度との歯車を噛み合わせる為、専門の相談支援専門員の創設が必要不可欠である。

重ねて2030年より運用開始予定の地域包括ケアシステムに向けた人材育成の観点からも早期導入が望まれると考える。

(3) ひとり親家庭居宅介護事業の創設

現行法の何かあった時の為のフォロー・カバー機能 + 自立支援事として家事業の自立促進を目的とした形の運用とし、障害者福祉における居宅介護事業と理念・目的は同様と考える。

アウトリーチ支援にもなり、衣食住におけるスキルの向上と自立を目的とすることにより自立支援とすることが重要

その他(ひとり親家庭支援策の取組状況、課題等について) 8つの提案を致します。

(4) 母子父子医療費助成の全国一律の窓口負担なしの現物給付を！

発達障害者総合支援法の創設されたことにより人は多様であり、また自助努力ではどうしようもない「生きづらさ」が生活・労働・子育て・地域活動に至るまで幅広く連なっていることが明文化された。

結果、診断を受け服薬治療・認知行動療法・配慮ある情報の届け方により「児童虐待」「対人関係のトラブル」「二次障害の抑制」等に医療的なアプローチが有効である事が立証されてきております。

しかし、初診料、服薬開始により医療費が高額になる等により治療継続を断念する声が聞こえてきている為、児童虐待防止・また生きづらさへ対し緊急的に必要

(5) 生き方支援事業の創設

既存の幸せロールモデルに縛れた養育者の生きづらさ、また成育歴として貧困家庭で育ち現在成人した「ひとり親家庭の養育者」(元子ども達支援)として必須であると考える。

例: グリーフケア、男性学をベースとした父親・父子家庭に対するエンパワメントを高める支援

(6) 専門職への就労をゴールとした、ひとり親家庭自立支援プログラムフォーマットを作り啓発

例: 生保 市営 高卒認定支援 高等技能訓練促進事業 一般就労 数年後キャリアアップ

例: 労働局と企業で共同で行う社会復帰事業、人材育成事業を通り、実習先での雇用を狙っていく。

各2年～5年プランで、確実に就労し納税者となっていくプログラムを策定する等

(7) 子どもの権利である「養育費」の取り扱いについて

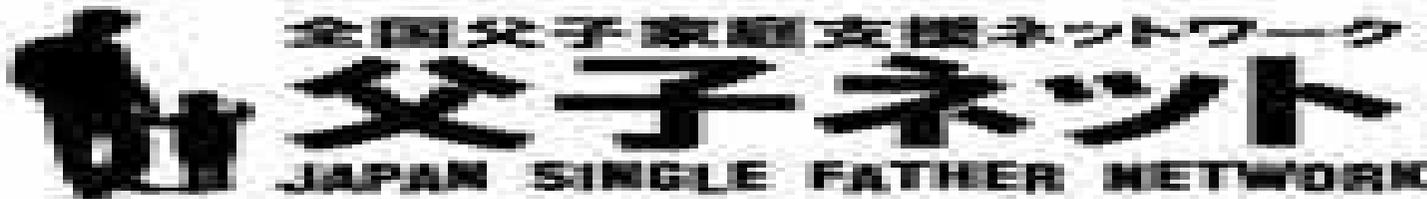
一時国庫負担での支給し、養育費を支払う側へ対する税での徴収という形態を実施出来る法整備の実現

(8) 未婚のひとり親家庭への税制上の控除の不平等、また特別の寡婦があるのに対して特別の寡夫という概念が存在しない事に関する是正

父子家庭の課題の整理

時期	こども	父親	生活	就労
離別期	精神的不安定さ	離別のショックや喪失体験の癒し	慣れない生活への対応	労働環境の変化 解雇、リストラ
乳幼児期	母子分離の影響 環境の変化の対応	離婚等の対応や自らの生活の見直し	子育て、生活スキルの欠如。関わる時間のなさ	保育所の送り迎えや病気等の対応
学齢期	留守家庭、学業、習い事などの困難丁寧な養育の欠如	生活の安定と職業生活の両立への不安	学校行事の参加の困難さ	出張や残業等の困難さ
思春期	女兒の初潮、異性、進学への悩み、ロールモデルの欠如	子育てとのWLBの困難さ	思春期の親子関係の対応。学外活動への対応、経済性	低賃金などの雇用環境の悪化への対応
前期成人期	進学、就職、結婚等の悩み、経済問対	自らのライフプランの再構築の欠如	貧困からの脱却、家族内の変化への対応	キャリアの見出しにくさ

ご清聴ありがとうございました。



笑いたくても笑えない
パパと子ども達の笑顔を取り戻したい

全国父子家庭支援ネットワーク事務局

住所: 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘1丁目3-2-102

[TEL:080-3197-0692](tel:080-3197-0692)

Mail: hibipa0907@yahoo.co.jp

代表; 村上 よしのぶ

<p>児童扶養手当 対象 扶養される児童</p> <p>1子:42.910円 2子:10.140円 3子:6080円</p> <p>計:59.130円 全部支給の場合</p>	<p>児童扶養手当 対象 扶養される児童</p> <p>1子:42.910円 2子:10.140円 3子:6080円</p> <p>計:59.130円 全部支給の場合</p> <p>特例児童扶養手当創設(草案) 本人:200.00円</p> <p>計:79.130円</p>	<p>障害基礎年金の場合 対象 障害を負った個人 但し:扶養する子へ対し加算する</p> <p>本人:64.941円 年:779.300円 1子:18.691円 年:224.300円 2子:6233円 年:74.800</p> <p>計:89.865円</p> <p>子の加算がある理由 ・障害を持ちながら子育てをするのは大変であろうという事から創設された</p>
<p>健全ひとり親家庭</p>	<p>障害者(ひとり親家庭) 手帳取得者(未取得者) 自立支援医療受給者証取得者を含む</p> <p>→</p> <p>ひとり親家庭でかつ、貧困となる困窮要因が障害・難病等と診断されている方々はへ対し、ひとり親家庭の貧困対策の一環として、特別児童扶養手当と同様の個別法として、特例児童扶養手当の創設が望ましいと考える。</p>	<p>障害者(ひとり親家庭) 障害年金取得者</p> <p>→</p>

併せて「養育費の請求が困難世帯」へ対しても同様に対象とする